

地区計画等の原案に対する意見書

令和 年 月 日

豊見城市長 殿

住 所	
氏 名	
電話番号	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

豊見城市地区まちづくりの推進に関する条例第8条の規定により、次のとおり地区計画等の原案に対する意見を提出します。

地区計画等の名称	座安地区地区計画	
区域内において権利を有する土地	所在地	豊見城市字
	権利の種類	所有権 ・ 借地権 ・ その他 ()
意見の内容		
意見書を提出する理由		

※地区計画等の原案に係る区域内の土地について、対抗要件を備えた地上権若しくは貸借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差し押さえの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人であることを証する書面、その他市長が必要と認めるものを添付して下さい。